

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>滋賀県再犯防止推進計画</p> <p>第1章 はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の推進体制 <p>第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識</p> <p>第3章 基本理念と基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本方針 <p>第4章 大切にす視点</p> <p>第5章 基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国・民間団体等との連携強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組 (2) 特性に応じた効果的な支援のための取組 2 就労・住居の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就労の確保のための取組 (2) 住居の確保のための取組 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組 (2) 薬物依存症者への支援のための取組 4 非行の防止と修学支援の実施 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 民間協力者の活動の推進のための取組 (2) 広報・啓発活動の推進のための取組 <p>第6章 計画に係る指標</p> <p>第7章 計画の進行管理</p> <p>参考資料</p> | <p>第二次滋賀県再犯防止推進計画</p> <p>第1章 計画策定の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の推進体制 <p>第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況</p> <p>第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国・民間団体等との連携強化 2 就労・住居の確保 3 保健医療・福祉サービス利用の促進 4 非行の防止と修学支援の実施 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発 <p>第4章 基本理念と基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本方針 3 基本目標 <p>第5章 基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国・市町・民間団体等との連携強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国・市町・民間団体等と連携した再犯防止のための取組 (2) 市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築のための取組 2 就労・住居の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就労の確保のための取組 (2) 住居の確保のための取組 3 保健医療・福祉的支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者または障害のある方への支援のための取組 (2) 薬物依存症者への支援のための取組 (3) 特性に応じた支援のための取組 4 非行防止と修学支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組 (2) 非行等を理由とする修学中断の防止のための取組 (3) 非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援のための取組 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進のための取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 民間協力者の活動の推進のための取組 (2) 広報・啓発活動の推進のための取組 <p>第6章 計画の進行管理</p> <p>参考資料</p> |

滋賀県再犯防止推進計画素案新旧

資料2

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|--|
| 1 | <p>第1章 はじめに</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況にあります。こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGs の視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、滋賀県再犯防止推進計画を策定するものです。</p> | <p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p><u>本県では、平成31年3月に第一次滋賀県再犯防止推進計画(計画期間:平成31年度～令和5年度)を策定し、国、市町、および民間団体等とともに、再犯防止および更生保護に取り組んでまいりました。</u> <u>犯罪をした者等の中には、生活困窮や孤独・孤立など様々な生きづらさを抱える者も多く、この間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、さらに多くの方が経済的・社会的に生きづらさを抱えている状況です。</u> <u>特に犯罪をした高齢者や障害のある人の中には、福祉的支援を必要とされる方がおり、そうした福祉的支援があれば、再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。</u> <u>このたび、第一次滋賀県再犯防止推進計画が終期を迎えることから、国の第二次再犯防止推進計画において明確化された県の役割を踏まえて、国・県・市町・民間協力者等の関係機関が一丸となって「息の長い支援」を実施することにより、県民がより安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的として、新たな計画を策定するものです。</u></p> |
| 2 | <p>2 計画の位置づけ</p> <p>この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、平成29年(2017年)12月に閣議決定された再犯防止推進計画を勘案して、本県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるものです。また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別および関連計画と整合および連携を図りながら定めるものです。</p> | <p>2 計画の位置づけ</p> <p>この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、<u>令和5年(2023年)3月</u>に閣議決定された<u>第二次</u>再犯防止推進計画を勘案して、本県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるものです。また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別および関連計画と整合および連携を図りながら定めるものです。</p> |
| 2 | <p>3 計画の期間</p> <p>この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。</p> | <p>3 計画の期間</p> <p>この計画の期間は、<u>2024年度</u>から<u>2028年度</u>までの5年間とします。</p> |
| 2 | <p>4 計画の推進体制</p> <p>この計画は、国・県・市町・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。</p> | <p>4 計画の推進体制</p> <p>この計画は、国・県・市町・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。</p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|------|
| 3 | <p>第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識</p> <p>これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心になって推進してきましたが、犯罪をした者等 が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められています。</p> <p>本県は、琵琶湖の水環境を守るため、かつてリンを含む洗剤の使用をやめて、天然油脂を主原料とした粉石けんを使う「石けん運動」が県内全域で展開されたことがあるなど、公私協働による取組を熱心に進めてきた地域です。</p> <p>また、江戸時代から明治時代にかけて全国で活躍した近江商人の「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」の精神や、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的な福祉の実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継いできました。</p> <p>さらに、更生保護や再犯防止の分野においても、比較的早い段階から福祉分野と連携した取組を進めてきたところです。</p> <p>(これまでの本県の取組事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢または障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援(地域生活定着支援センター事業:平成21年度(2009年度)～) ・刑事司法手続 段階における高齢者・障害のある人への刑事司法と福祉の関係機関が連携した支援(刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業:平成28年度(2016年度)～) ・青少年立ち直り支援センター「あすくる」(以下、「あすくる」という。)による就労・就学等の支援(非行少年立ち直り支援事業:平成16年度(2004年度)～) ・建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点(平成27年度(2015年度)～) ・保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用(平成26年度(2014年度)～) ・社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等 | (削除) |
| 4 | <p>当然、こうした取組は、県だけで行えるものではありません。刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で実施してきました。</p> <p>しかしながら、犯罪をした者等の中には生活困窮者や障害のある人など、本来、支援を必要としている人が依然としているとともに、こうした人の中には、かつては虐待をされているような被害者だった人もいます。</p> <p>また、今後ますます高齢化や家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化などにより、様々な困りごとを抱えて生活する人々が増加していくことが予測されます。</p> <p>県としては、県民誰もが犯罪被害者となる可能性がある中、犯罪被害者等 が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、滋賀県犯罪被害者等支援条例に基づき、きめ細かな支援に取り組んでいます。</p> <p>そして、一人の生活課題を地域の課題として捉え、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会環境を作るとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会になることを目指し、県民運動として推進していきます。</p> | (削除) |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|------|--|
| | (新規) | <p>第2章 県内の現状</p> <p><u>本県では、更生保護や再犯防止の分野において、比較的早い段階から福祉分野と連携した取組を進めてきました。</u> <u>こうした取組は、県だけで行えるものではなく、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと公私協働で実施してきました。</u></p> <p><u>そうした中で、第一次滋賀県再犯防止推進計画(平成31年度～令和5年度)を策定し、5年が経過しますが、依然として検挙される者の約半数が再犯者です。</u></p> <p><u>令和3年度における刑法犯検挙総数は1,893人、うち再犯者数は868人、再犯者率は45.9%となっています。</u></p> <p><u>再犯者率の全国平均は48.6%であることから、全国平均と比較すると低いものの、減少傾向であった再犯者数も増加傾向に転じていることから、より一層再犯防止施策に取り組む必要があります。</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|------|---|
| | (新規) | <p>第3章 第一次再犯防止推進計画の取組・課題</p> <p>1. 国・民間団体等との連携強化</p> <p>【取組】</p> <p>①令和元年5月、法務省と再犯防止三方よし宣言を提唱し、再犯防止について改めて国と県の連携を確認しています。</p> <p><再犯防止三方よし宣言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に協力する民間の方々が活動しやすいよう支援する「支え手よし」 ・罪を償って立ち直ろうとする人が、繰り返し犯罪に手を染めることがないように支援する「受け手よし」 ・地域の皆様が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に努める「地域よし」 <p>②市町において、再犯防止推進計画の策定が進むよう、情報提供等の働きかけを行っており、令和5年4月1日時点で、15市町が策定済みとなっています。</p> <p>③平成30年度に、大津地方検察庁や大津保護観察所等の国関係機関(5機関)や、滋賀県保護司会連合会、滋賀県更生保護事業協会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀弁護士会等の民間団体(12団体)、および県関係各課で構成している再犯防止推進会議を設置し、意見交換や取組事例の共有を行っています。</p> <p>また、令和3年度には、法務省と滋賀県地域連携協議会を3回開催し、県と市町の連携モデルの検討および試行等を行いました。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援に円滑につなぐことができるようネットワークの充実が求められています。 ・社会復帰支援だけでなく、地域社会の一員として過ごせる環境の整備が必要です。 ・行政における多職種連携が求められています。 |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|------|--|
| | (新規) | <p><u>2 就労・住居の確保</u></p> <p>【取組】</p> <p>①<u>県建設公共工事の競争参加資格審査制度における優遇制度を拡充し、令和5年3月末時点において、協力雇用主としての登録事業者は242者となっています。</u></p> <p>②<u>平成30年度から令和2年度にかけて法務省のモデル事業を受託し、再犯防止地域支援員が協力雇用主に対する相談対応やアプローチを実施し、令和4年10月時点における協力雇用主の数は397者となっています。</u></p> <p>③<u>住宅確保要配慮者の民間賃貸への入居の促進を図るため、居住支援法人を指定しており、令和5年3月末時点で、5者の居住支援法人が指定されています。</u> <u>また、住宅確保要配慮者の入居を拒否しないセーフティネット住宅の登録を促進しており、令和5年3月末時点で、11,405戸が登録されています。</u></p> <p>④<u>令和4年3月に「滋賀県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正し、本来、世帯での入居が原則である県営住宅の単身入居要件に「保護観察に付されている者等」を追加しています。</u></p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・市町が実施することが困難な就労や住居確保、罪種・特性に応じた支援が求められています。</u> <u>・協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少なく、協力雇用主の職種にも偏りがあるため、対象者の職種の選択肢を増やすことが求められています。</u> <u>・生活をするためだけに働くのではなく、やりがいや居場所を感じられるような雇用のあり方が求められています。</u> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|------|--|
| | (新規) | <p><u>3. 保健医療・福祉サービス利用の促進</u></p> <p>【取組】 <u>①地域生活定着支援センターにおいて、高齢や障害など福祉的支援が必要な方に対し、刑事司法手続き段階での支援を実施しており、令和4年度には、必要な支援機関等へのコーディネートを実施しました。</u> <u>②国・県・市町・民間団体と薬物依存の支援に特化したネットワーク連絡会における事例検討、情報共有の場として令和元年11月に薬物依存症ネットワーク連絡会を設置しました。</u> <u>③知的障害判定員やケアマネージャーなどの福祉関係職も構成員とした、司法福祉アセスメント委員会を開催し、刑事司法手続き段階の者を対象に、触法となった背景的要因を明らかにして、今後に必要な支援と配慮の検討を行っている。</u></p> <p>【課題】 <u>・刑事司法機関、行政、地域の医療・福祉関係機関の更なる連携強化が必要です。</u> <u>・再犯率が高い薬物犯罪について依存症対策と連携した支援が必要です。</u></p> |
| | (新規) | <p><u>4. 非行の防止と修学支援の実施</u></p> <p>【取組】 <u>①県内9か所に設置している「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援として、生活改善、就学・就労支援、家庭支援等の助言や支援を実施し、県内16か所に設置されている少年センターにおいて、無職少年等非行防止対策として、就学・就労支援を実施しています。</u> <u>②貧困の連鎖を断つことを目的とし、生活困窮世帯の子どもへの学習・育成支援を行っています。</u> <u>③非行少年等に対して、保護者同意のもと継続補導を実施するほか、農業体験や社会貢献活動等の立ち直り支援事業を令和4年度は計58回実施しました。</u></p> <p>【課題】 <u>・非行に陥りやすい状態にある無職少年への適切な就労・修学支援が必要です。</u> <u>・非行の低年齢化、家庭環境の多様化により、個々のケースに適応した支援が必要であり、教育、司法、福祉などの機関を越えた連携が必要です。</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|------|--|
| | (新規) | <p><u>5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発</u></p> <p><u>【取組】</u></p> <p><u>①令和3年度に県民フォーラムをオンラインで開催し、県における再犯防止の取組や保護司の活動内容を紹介し、更生保護への理解を促進しました。</u></p> <p><u>②保護司や協力雇用主の活動について、好事例をまとめたパネルやパンフレットを作成し、県内企業や関係行事において展示することで、広く周知しました。</u></p> <p><u>③令和3年度に、長きにわたって再犯防止や更生保護に献身的に活動していただいた民間協力者の方々への感謝を表すため、知事感謝状制度を創設しました。令和4年度においては、計9名に感謝状を授与しました。</u></p> <p><u>④社会を明るくする運動において、大津港びわ湖花噴水等を運動のシンボルカラーである黄色に照らす、イエローライトアップ運動等の啓発を実施しました。</u></p> <p><u>【課題】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・保護司のなり手不足について、持続可能な保護司制度の構築に向けた基盤整備への支援が求められています。</u> <u>・更生保護に関する県民の理解を促進する必要があります。</u> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|--|
| 5 | <p>第3章 基本理念と基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p>県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 ～ 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現 ～</p> | <p>第4章 基本理念と基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p><u>誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現</u> ～ 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現 ～</p> |
| 5 | <p>2 基本方針</p> <p>(1)地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施します。</p> <p>(2)国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。</p> <p>(3)刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施します。</p> <p>(4)犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します。</p> <p>(5)再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。</p> | <p>2 基本方針</p> <p>(1)地域社会における生活で様々な困難を抱え、<u>犯罪をした人の主体性を尊重し、抱える困難に応じた</u>生活再建を実施します。</p> <p>(2)国・県・市町・民間の<u>役割分担を踏まえ</u>、緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。</p> <p>(3)刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援をし、<u>生きづらさを抱えた人に寄り添うことで、繰り返し犯罪に手を染めることがない社会環境の実現とともに、被害者を生み出さない社会を目指します。</u></p> <p>(4)犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します。</p> <p>(5)再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。</p> |
| | <p><u>(新規)</u></p> | <p><u>3 基本目標</u></p> <p><u>罪を犯し生きづらさを抱えた者が再び犯罪をしないための「息の長い支援」と「支援の輪の拡充」</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|------|
| 6 | <p>第4章 大切にする視点</p> <p>基本理念である『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～』に向けて、5つの基本方針に基づき、今後5年間、次の3つの視点を大切に取り組みを進めます。</p> | (削除) |
| 6 | <p>1 “気づき”から“つながる”仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気や障害、生育環境や人間関係などに起因する生きづらさを抱えた人の中には、必要な支援を受けずに人生を歩んできた人もいます。 ・罪を犯した人に接する中で、刑事司法手続きの段階などにおいて、こうした生きづらさに気づくことがあります。 ・地域住民や関係者が日々の暮らしの中での生きづらさを抱える人への“気づき”は、さまざまな支援者につながるきっかけになり、本人は安定した生活を目指す支援を受けながら、人生の再スタートをすることができます。 ・県としては、地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が相互理解を図るための研修会や、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑に“つながる”仕組みづくりに取り組みます。 ・また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。 | (削除) |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|------|
| 6-7 | <p>2 多職種・多分野によるネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な福祉的支援が届かないが故に犯罪をした者等の生活課題は多様で複合的であることから、一人ひとりの状況や課題に応じた具体的な支援の実現に向けた協議の場は重要です。 ・そのためには、就労、住居、福祉、医療、教育など様々な分野での連携が必要であり、包括的な支援体制の構築が求められているところです。 ・国においては、平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、各自治体において包括的かつ計画的な支援が実施されるとともに、現在、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた、一人ひとりの生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を加速化させるため、高齢者、障害者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の整備が示されており、県内の自治体においても取組が広がりつつある状況です。 ・県としては、市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。 ・また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。 | (削除) |
| 7-8 | <p>3 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罪を償って立ち直ろうとする人を、社会から排除したり孤立させないよう、温かく見守り、また応援し、一緒に頑張っていこうという理解の輪が、県全体に広がるのが重要です。 ・しかしながらその支援については、複合的な課題が多いことから、地域の支援者が日々試行錯誤を繰り返している状況も少なくありません。 ・また、こうした支援には、「それでもあきらめない」という精神力と多様な制度を活用する実践力が必要であり、支援者が課題を抱え込んでしまうと疲弊してしまう可能性もあります。 ・県としては、熱意ある地域の支援者や家族等が助言を受け、場合によっては専門的アプローチや同行支援など支援者への寄り添いやアドバイスを行うことで、支援し続けるための基盤づくりに取り組みます。 | (削除) |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|---|
| 9 | 第5章 基本施策 | 第5章 基本施策 |
| 9 | 1 国・民間団体等との連携強化 | 1 国・ 市町 ・民間団体等との連携強化 |
| 9 | (1)国・民間団体等と連携した再犯防止のための取組 | (1)国・ 市町 ・民間団体等と連携した再犯防止のための取組 |
| 9 | ①犯罪をした者等を必要な支援機関等へのコーディネートの実施 | ①犯罪をした者等を必要な支援機関等へのコーディネートの実施 |
| 9 | <p>・地域生活定着支援センター事業</p> <p>高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院)退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センター(以下、定着支援センターという。)が矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。</p> | <p>・地域生活定着支援センター事業</p> <p>高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院)退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センター(以下「定着支援センター」という。)が矯正施設、司法機関、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。</p> |
| 9 | <p>・刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業</p> <p>高齢者や障害のある人を対象として、定着支援センターが刑事司法手続における取調べ段階からの助言等の支援を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。</p> | <p>・地域生活定着支援センター事業</p> <p>刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。</p> |
| 9-10 | <p>・生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立相談支援機関が生活に困窮する人からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。</p> | <p>・生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立相談支援機関が生活に困窮する人からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。</p> |
| 10 | <p>・働き・暮らし応援センター事業(障害者就業・生活支援センター事業)</p> <p>障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関「働き・暮らし応援センター」が、本人・家族・企業からの仕事に関する相談や仕事をする上で基本となる生活に関する相談に応じ、自立した生活にむけて関係機関と連携して支援を行います。</p> | <p>・働き・暮らし応援センター事業(障害者就業・生活支援センター事業)</p> <p>障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関「働き・暮らし応援センター」が、本人・家族・企業からの仕事に関する相談や仕事をする上で基本となる生活に関する相談に応じ、自立した生活にむけて関係機関と連携して支援を行います。</p> |
| 10 | <p>・非行少年立ち直り支援事業</p> <p>県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム(自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援)を充実し、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。</p> | <p>・非行少年立ち直り支援事業</p> <p>県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム(自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援)を充実し、関係機関との連携を図り、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。</p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|--|
| 10 | ②刑事司法手続が終了した者に対する継続的支援の実施 | ②刑事司法手続が終了した者に対する継続的支援の実施 |
| 10 | ・地域生活定着支援センター事業 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。(再掲) | ・地域生活定着支援センター事業 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、定着支援センターが矯正施設、 <u>司法機関</u> 、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。(再掲) |
| 10 | ・刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業 高齢者や障害のある人を対象として、定着支援センターが刑事司法手続における取調べ段階からの助言等の支援を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。 | ・ <u>地域生活定着支援センター事業</u> <u>刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。(再掲)</u> |
| 10-11 | ・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動 非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員やあすくる、少年鑑別所をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。 | ・ <u>少年の立ち直り支援事業</u> <u>少年サポートセンター(大津・米原)に少年相談窓口を設置し、少年補導職員による専門的見地からの助言、指導を実施するとともに、少年の自己肯定感の回復や親子関係の修復を図るべく、カウンセリングや体験活動等の立ち直り支援活動を実施していきます。また、再非行等を防止に向け、あすくるや少年鑑別所等の関係機関と連携した継続補導や継続支援を推進します。</u> |
| 11 | ・子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所者への再犯防止措置制度 法務省の協力を得て、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等につなげます。 | ・子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所者への再犯防止措置制度 法務省の協力を得て、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等につなげます。 |
| 11 | ・性犯罪者等満期出所後の新たな支援制度 法務省が性犯罪者、薬物犯、窃盗犯等の再犯防止策として実施予定である、満期出所した元受刑者に対する新たな支援制度の動向を把握するとともに、県内の情勢、県民ニーズを考慮した更生の取組について、情報収集を行います。 | <u>削除</u> |
| 11 | ・DV加害者からの相談および加害者更生などに対する取組 配偶者からの暴力であるドメスティック・バイオレンスの被害者の安全確保や暴力が次世代へと連鎖していくことを防ぐため、加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでないと感じることができるよう、加害者相談を実施します。 | ・DV加害者からの相談および加害者更生などに対する取組 <u>加害者自身が自分の行動がDVであると認識していないことも多く、本人が意図せずDV加害者になっていることもあるため、DV加害者に対して気づきを促すための啓発を実施します。</u> <u>また、加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでないと感じることができるよう、加害者相談を実施します。</u> |
| 11 | ・民生委員・児童委員活動の推進 民生委員・児童委員による、福祉サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。 | ・民生委員・児童委員活動の推進 民生委員・児童委員による、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。 |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|---|
| 11 | ③職員や関係機関等に対する研修の実施 | ③職員や関係機関等に対する研修の実施 |
| 11 | <p>・ 事業所等相談アドバイス事業</p> <p>犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。</p> | <p>・ 事業所等相談アドバイス事業</p> <p>犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、<u>雇用主や福祉事業所等による支援が継続的・安定的に実施できるよう、広範囲かつ専門的な知識と経験を有する団体による支援者支援の体制を整備し、必要な助言等アドバイスを実施します。</u></p> |
| 12 | <p>・ 再犯防止地域支援員設置事業</p> <p>協力雇用主による雇用を促進するため、保護観察所等の関係機関と連携し、協力雇用主向けに刑務所出所者等の就労支援に関する実践例の紹介といった研修会等を実施します。</p> | <p>・ 再犯防止地域支援員設置事業</p> <p><u>更生保護に取り組む民間協力者に対して、更生保護活動の好事例や実践例を共有するフォーラムを保護区ごとに開催し、支援の資質向上やネットワークの拡充を図ります。</u></p> |
| 12 | <p>・ 精神保健医療福祉業務従事者研修の実施</p> <p>保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修会を実施し、支援の質の向上を図ります。</p> | <p>・ 精神保健医療福祉業務従事者研修の実施</p> <p><u>保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした基礎的知識の習得および更なるスキルアップに向けた研修会を実施し、支援の質の向上を図ります。</u></p> |
| 12 | <p>・ 非行少年立ち直り支援事業</p> <p>「あすくる」職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。</p> | <p>・ 非行少年立ち直り支援事業</p> <p>「あすくる」職員を対象とした研修会を、<u>少年センター職員研修と合同</u>実施し、技能の向上と<u>関係機関との連携</u>を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。</p> |
| 12 | (2)特性に応じた効果的な支援のための取組 | ⇒3. 保健医療・福祉的支援の充実へ |
| | (新規) | (2)市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築 |
| | (新規) | <p>・再犯防止推進会議</p> <p><u>刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等で構成される滋賀県再犯防止推進会議を設置し、再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行います。</u></p> |
| | (新規) | <p>・再犯防止市町担当者会議</p> <p><u>各市町において再犯防止推進計画が策定されるよう必要な助言や情報提供を行うとともに、担当職員の理解促進のための研修会等を開催します。</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|---|
| | (新規) | ・ <u>地域生活定着支援センター事業</u> <u>触法となった背景要因を様々な関係機関の見解から明らかにして、今後必要な支援と配慮を検討するために、司法・医療・行政・福祉関係者で構成するアセスメント委員会を開催します。</u> |
| 14 | 2 就労・住居の確保 | 2 就労・住居の確保 |
| 14 | (1) 就労の確保のための取組 | (1) 就労の確保のための取組 |
| 14 | ① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発 | ① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発 <u>および情報提供</u> |
| 14 | ・ 働き・暮らし応援センター事業 働き・暮らし応援センターにおいて、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。 | ・ 働き・暮らし応援センター事業 働き・暮らし応援センターにおいて、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。 |
| 14 | ・ 中間的就労コーディネート事業 企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況を踏まえた適切な訓練や就職支援を行うため、支援対象者の職業能力をはじめとする就労面の情報を適切に把握できるよう、生活困窮者自立相談支援機関の就労支援員や就労準備支援担当者を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、犯罪をした者等の就労支援の重要性について啓発を行います。 | ・ 中間的就労コーディネート事業 <u>就労訓練を円滑に進めるため、市町や生活困窮者自立相談支援機関と中間的就労事業所をつなぐマッチングや、事業所における訓練のあり方などについて支援を行います。</u> |
| 15 | ② 生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供 | (⇒① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発および情報提供とまとめる) |
| 15 | ・ 生活困窮者就労準備支援事業 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているおよび就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するため、協力事業所等における就労体験等の受入れおよび支援に関する調整などを行います。 | ・ 生活困窮者就労準備支援事業 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているおよび就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するため、協力事業所等における就労体験等の受入れおよび支援に関する調整などを行います。 |
| 15 | ・ 働き・暮らし応援センター事業 国の仕組みである就業・生活支援センターに、県独自に職場開拓の機能を付加し、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングを支援し、障害のある人の職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。 | ・ 働き・暮らし応援センター事業 国の仕組みである就業・生活支援センターに、県独自に職場開拓の機能を付加し、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングを支援し、障害のある人の職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。 |
| 15 | ③ 県における保護観察対象者への就労支援 | ④ 県における保護観察対象者への就労支援 |
| 15 | ・ 県における保護観察対象者への就労支援 保護観察対象者を県の臨時・非常勤の職に直接雇用することを通じ、民間企業への常時雇用等に向けた保護観察対象者への就労支援に取り組みます。 | ・ 県における保護観察対象者への就労支援 保護観察対象者を県の臨時・非常勤の職に直接雇用することを通じ、民間企業への常時雇用等に向けた保護観察対象者への就労支援に取り組みます。 |

| 現計画ページ | 旧 | 新 |
|--------|--|--|
| 15 | ④協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置 | ②協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置 |
| 15 | ・協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置 県内建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数の評価項目に、協力雇用主に登録されている企業、実際に直接雇用した企業、および下請契約による間接雇用をした企業にそれぞれ加点する「保護観察対象者等の就労支援」を設け、保護観察対象者の雇用の促進を図ります。 | ・協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置 県内建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数の評価項目に、協力雇用主に登録されている企業、実際に直接雇用した企業、および下請契約による間接雇用をした企業にそれぞれ加点する「保護観察対象者等の就労支援」を設け、保護観察対象者の雇用の促進を図ります。 |
| 16 | ⑤刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援 | ③刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援 |
| 16 | ・再犯防止地域支援員設置事業 保護観察所、矯正就労支援情報センターや更生保護の民間団体と連携し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主の新規開拓を行います。 協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、多様な業種の協力雇用主の確保に努めます。 また、協力雇用主等の企業からの雇用に関する相談等に応じるとともに、犯罪をした者等の職場定着にむけて定期的な職場訪問や必要に応じて心理支援等を行う少年鑑別所と連携するなど継続的な支援を行います。 | ・再犯防止地域支援員設置事業 <u>保護観察終了後も、支援を希望される者について、引き続き保護司による相談支援を実施することで、支援対象者の困りごとや抱える不安に寄り添い、職場定着に向けた継続的な支援を行います。</u> |
| 16 | ・事業所等相談アドバイス事業 犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。 | ・事業所等相談アドバイス事業 犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、 <u>雇用主や福祉事業所等による支援が継続的・安定的に実施できるよう、広範囲かつ専門的な知識と経験を有する団体による支援者支援の体制を整備し、必要な助言等アドバイスを実施します。</u> (再掲) |
| 16 | (2)住居の確保のための取組 | (2)住居の確保のための取組 |
| 16 | ①地域における犯罪をした者等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供 | ②地域における犯罪をした者等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供 |
| 16 | ・生活困窮者自立支援事業 犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。 | ・生活困窮者自立支援事業 犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。 |
| 16 | ・生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等との連携 定着支援センターと生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等が連携し、居場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。 | ・生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等との連携 定着支援センターと生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等が連携し、居場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。 |
| 16 | ②住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等への入居を拒まない賃貸人の開拓 | ①地域社会における定住先の確保 |
| 16 | ・住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等への入居を拒まない賃貸人の開拓 刑罰を受けたことのある人を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居を促進するため、賃貸人による入居を拒否しない住宅の登録を進めます。 | ・住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等への入居を拒まない賃貸人の開拓 <u>犯罪をした者等</u> を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居を促進するため、 <u>住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進します。</u> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|--|
| | (新規) | <p>・<u>居住支援法人の活動の促進</u></p> <p><u>社会福祉法人や不動産事業者等に対し居住支援に関する制度や取組事例等を発信し、居住支援法人の指定の促進につなげるとともに、居住支援法人等の関係団体が支援における課題等を共有できる体制を作ることにより、住まい探し等の入居時の支援、見守り等の生活支援の活動を推進します。</u></p> |
| 17 | 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | 3 <u>保健医療・福祉的支援の充実</u> |
| 17 | (1)高齢者または障害のある人等への支援のための取組 | (1)高齢者または障害のある <u>五</u> への支援のための取組 |
| 17 | ①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整 | ①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整 |
| 17 | <p>・ 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業</p> <p>高齢者や障害のある人を対象として、定着支援センターが刑事司法手続における取調べ段階からの助言等の支援を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。</p> | <p>・ 地域生活定着支援センター事業</p> <p><u>刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、</u>刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。</p> |
| 17 | <p>・ 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業</p> <p>刑事司法と福祉等が相互理解を図るための研修会や地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑につながる仕組みづくりに取り組みます。 また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。</p> | <p>・ 地域生活定着支援センター事業</p> <p>地域への支援が円滑につながるよう、地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施する。 また、支援機関における円滑な連携ができるよう、刑事司法と福祉の関係機関等で構成する<u>事業推進委員会において地域定着支援事業に関する意見交換や情報交換を行う。</u></p> |
| 17 | ②障害のある人への支援の充実 | ② <u>関係機関および市町の支援体制の充実</u> |
| 17-18 | <p>・ 発達障害者支援センター運営事業</p> <p>発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化を図るとともに、支援体制についての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支援の充実を図ります。</p> | <p>・ 発達障害者支援センター運営事業</p> <p>発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化を図るとともに、支援体制についての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支援の充実を図ります。</p> |
| 18 | <p>・ 高次脳機能障害支援センター運営事業</p> <p>高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実を図ります。</p> | <p>・ 高次脳機能障害支援センター運営事業</p> <p>高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実を図ります。</p> |
| 18 | ③高齢者への支援の充実 | ⇒(② <u>関係機関および市町の支援体制の充実</u> とまとめる) |
| 18 | <p>・ 地域包括支援センター機能強化支援事業</p> <p>市町が設置する地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関として、高齢者総合相談支援、在宅介護・医療連携、認知症対策、地域ケア会議の開催、生活支援・介護予防への取組等の業務を円滑に実施していけるよう、関係職員の資質向上を図ります。</p> | <p>・ 地域包括支援センター機能強化支援事業</p> <p><u>地域包括ケアのさらなる推進に向けて、市町が設置する地域包括支援センターが、複合・複雑化する高齢者や家族等の支援ニーズに適切に対応できるよう支援します。</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|---|
| 18 | <p>・ 滋賀もの忘れ介護相談室運営事業</p> <p>高齢者の犯罪に認知症が関連していると考えられる場合は、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するとともに、地域での日常生活支援、家族支援を実施します。</p> | <p>削除</p> |
| 18 | <p>・ 認知症サポーターの養成</p> <p>認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関の職員等に認知症の理解を深めてもらうため、認知症サポーターについて周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等ができる連携体制の構築を推進します。</p> | <p>・ 認知症サポーターの養成</p> <p><u>認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、企業や学校など様々な団体に対して、認知症サポーター養成講座の受講を働きかけるなど、認知症に関する正しい知識や理解のさらなる普及を図ります。</u></p> |
| 18 | ④地域精神科医療等との連携 | ③地域精神科医療等との連携 |
| 18 | <p>・ 地域精神科医療等との連携</p> <p>ストーカー加害者に対し、医療機関への受診を働きかけ、精神医学的な面から、加害者の再犯防止対策を図ります。</p> | <p>・ 地域精神科医療等との連携</p> <p>ストーカー加害者に対し、<u>警察と連携している</u>医療機関への受診を働きかけ、精神医学的な面から、加害者の再犯防止対策を図ります。</p> |
| 18 | ⑤医療観察法病棟の運営 | ④医療観察法病棟の運営 |
| 18-19 | <p>・ 医療観察法病棟の運営</p> <p>平成25年11月に開設した医療観察法病棟については、近畿厚生局との適切な調整を図りながら対象者の受入れを行います。また、入院後は多職種の医療スタッフが連携・協働し、専門性を生かしながら対象者一人ひとりに適した治療を行うとともに、社会復帰調整官をはじめとする関係者とケア会議の開催等によって調整を行い、対象者の円滑な社会復帰に努めます。</p> | <p>・ 医療観察法病棟の運営</p> <p><u>医療観察法病棟において、近畿厚生局との適切な調整を図りながら対象者の受入れを行います。また、入院後は多職種の医療スタッフが連携・協働し、専門性を生かしながら対象者一人ひとりに適した治療を行うとともに、社会復帰調整官をはじめとする関係者とケア会議の開催等によって調整を行い、対象者の円滑な社会復帰に努めます。</u></p> |
| 19 | (2)薬物依存症者への支援のための取組 | (2)薬物依存症者への支援のための取組 |
| 19 | ①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援 | ①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援 |
| 19 | <p>・ 再犯防止地域支援員設置事業</p> <p>保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、薬物事犯者を治療や相談につなぐ支援を行います。</p> | <p>・ 再犯防止地域支援員設置事業</p> <p>保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、薬物事犯者を治療や相談につなぐ支援を行います。</p> |
| 19 | ②精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族に対する支援 | ②精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族 <u>および支援者</u> に対する支援 |
| 19 | <p>・ アディクションセミナー</p> <p>依存症に対して、精神医療センターでは外来で認知行動療法に基づく依存症リハビリテーションプログラムが行われ、精神保健福祉センターでは家族教室や交流会などの家族支援のほか、自助グループとの連携や活動支援に努めます。</p> | <p><u>・ 依存症専門相談支援事業</u></p> <p><u>精神保健福祉センターにおいて、依存症当事者、家族および支援者が、依存症について正しく学ぶ機会として保健所との協働によるセミナーや、依存症当事者の集団回復プログラムの実施、また支援従事者の研修会や事例検討会の開催を通して支援の充実を図ります。</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|--|
| | (新規) | <p>・<u>依存症関係機関の支援体制の整備</u></p> <p><u>滋賀県依存症関係機関連絡協議会および滋賀県薬物依存症対策推進会議の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、分野横断による包括的推進体制の確保を通して、薬物依存症対策の推進に取り組みます。</u></p> |
| 19 | <p>・薬物乱用防止支援事業</p> <p>精神医療センターでは依存症患者の外来、入院診療の中で、問題を当事者や家族だけで抱え込ませないための支援や、関係機関、自助グループとの連携を促すとともに、薬物相談担当職員を対象とした研修会や事例検討会に講師を派遣し、円滑な支援活動の取組を推進します。</p> | <p>・<u>薬物乱用防止支援事業</u></p> <p><u>精神保健福祉センターにおいて、関係機関や自助団体との協働で薬物依存症者の集団回復プログラムや、依存症家族交流会を実施し、同じ悩みを抱える当事者家族の学びと交流を通じた回復支援に努めます。</u></p> |
| 19 | ③依存症問題に関する広報・啓発の実施 | ③依存症問題に関する広報・啓発の実施 |
| 19 | <p>・依存症問題に関する広報・啓発の実施</p> <p>アディクション関係団体とともにフォーラムを開催し、現状や問題、回復に至る過程など当事者の体験発表や講演などにより、広くアディクションへの理解を深めるための啓発を行います。</p> | <p>・依存症問題に関する広報・啓発の実施</p> <p><u>依存症は、誰でもなり得る病気であるとの理解を広げ、誤解により依存症の回復を妨げる要因を払拭するため「ギャンブル等依存症問題啓発週間」および「アルコール関連問題啓発週間」に合わせて、薬物依存症も含めた依存症に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、アディクション関連団体とフォーラムを共催することにより、依存症への理解を広めるよう取組みます。</u></p> |
| 19 | ④地域の薬物依存症治療を行う医療の充実 | ④薬物依存症治療を行う医療の充実 |
| 19 | <p>・依存症専門相談支援事業</p> <p>薬物依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点についても確保に努めます。</p> | 削除 |
| | (新規) | <p>・<u>医療(依存症専門医療機関)</u></p> <p><u>県立精神医療センターを「依存症専門医療機関(薬物依存症)」として定め、専門医療を提供します。</u></p> |
| | (新規) | <p>・<u>依存症治療拠点機関研修等事業(依存症治療拠点機関)</u></p> <p><u>県立精神医療センターを「依存症治療拠点機関(薬物依存症)」として定め、薬物依存症の県内の拠点機関として専門医療に関する情報発信、研修の企画実施を行います。</u></p> |
| 20 | ⑤薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携 | ⑤薬物依存症者への支援を実施する民間団体との連携 |
| 20 | <p>・滋賀型地域活動支援センター事業</p> <p>依存症等の回復のための自助グループその他関係団体との連携や、その活動を支援することにより、関係団体の活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。</p> | <p>・滋賀型地域活動支援センター事業</p> <p>依存症等の回復のための自助グループその他関係団体との連携や、その活動を支援することにより、関係団体の活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。</p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|---|
| | (新規) | <p>・ <u>滋賀県依存症民間団体支援事業</u></p> <p><u>依存症問題を抱える者やその家族が情報交換や悩みを共有するためのミーティング活動を安定して開催できるよう、依存症問題に取り組む民間団体に対して活動支援を行います。</u></p> |
| | (新規) | <p>・ <u>薬物依存症支援ネットワーク連絡会</u></p> <p><u>薬物依存症問題を抱えた対象者に対する、途切れない支援の展開を目指して、県内薬物依存症支援にかかわる関係機関が情報共有を図り、連携していくためのネットワークを構築するため、滋賀県薬物依存症支援ネットワーク連絡会を設置・運営します。</u></p> |
| 12 | (3)特性に応じた効果的な支援のための取組 | (3)特性に応じた効果的な支援のための取組 |
| 12 | ①矯正施設や保護観察所、民間団体等との情報共有をはじめとする連携の強化 | ①特性に応じた福祉的支援実施に向けた関係機関の連携強化 |
| 12 | <p>・ 再犯防止推進会議事業</p> <p>刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。</p> <p>市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。</p> <p>また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。</p> | <p>・ 再犯防止推進会議事業</p> <p><u>刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等で構成される滋賀県再犯防止推進会議を設置し、再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行います。(再掲)</u></p> |
| | | <p>・ <u>地域生活定着支援センター事業</u></p> <p><u>触法となった背景要因を様々な関係機関の見解から明らかにして、今後に必要な支援と配慮を検討するために、司法・医療・行政・福祉関係者で構成するアセスメント委員会を開催します。(再掲)</u></p> |
| 12-13 | <p>・ 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>麻薬、覚醒剤および危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、滋賀県『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」や各少年センターを通じての啓発活動を展開し、県民、特に若年層に対し、薬物についての正しい知識の啓発と薬物の乱用防止対策を図ります。</p> | <p>・ 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>麻薬、覚醒剤、大麻および危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、滋賀県『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」や各少年センターを通じての啓発活動を展開し、県民、特に若年層に対し、薬物についての正しい知識の啓発と薬物の乱用防止対策を図ります。</p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|---|---|
| 13 | <p>・ 要保護児童対策連絡協議会運営事業</p> <p>児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護や自立、立ち直りを支援するため、多様な機関・団体が連携し、情報共有や普及・啓発など今後の対応を検討します。</p> | <p>・ 要保護児童対策連絡協議会運営事業</p> <p>児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護および自立や立ち直り支援などを図るため福祉、保健、医療、教育、警察、司法など日頃から子どもに接する機会のある各関係機関が連携し、情報共有や普及・啓発など今後の対応を検討します。</p> |
| 13 | <p>・ 子ども・若者総合相談窓口設置事業</p> <p>ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、犯罪および非行など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。</p> | <p>・ 子ども・若者総合相談窓口設置事業</p> <p><u>子ども・若者支援地域協議会において、子ども・若者当事者部会を運営・実施し、子ども・若者の声を施策反映につなげます。子ども若者施策推進にかかる多様な機関の連携を図り、各市町の総合相談窓口および子ども・若者支援地域協議会を設置推進します。</u></p> |
| 13 | <p>・ 「なくそう犯罪」安全なまちづくり推進事業</p> <p>犯罪に遭いにくい安全・安心な地域づくりの実現のため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議において、再犯防止に関する取組等を情報共有の上、犯罪抑止目標や安全なまちづくりアクションプランを定め、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動による防犯活動の推進を図ります。</p> | <p>・ 「なくそう犯罪」安全なまちづくり推進事業</p> <p>犯罪に遭いにくい安全・安心な地域づくりの実現のため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議において、再犯防止に関する取組等を情報共有の上、犯罪抑止目標や安全なまちづくりアクションプランを定め、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動による防犯活動の推進を図ります。</p> |
| 13 | <p>・ 暴力団離脱者等社会復帰対策</p> <p>(公財)滋賀県暴力団追放推進センターと連携し、暴力団離脱者等の社会復帰対策として、暴力団離脱者の雇用受入れ企業の拡充を促進し、賛同企業への就労支援等の推進に努めます。</p> | <p>・ 暴力団離脱者等社会復帰対策</p> <p>(公財)滋賀県暴力団追放推進センターと連携し、暴力団離脱者等の社会復帰対策として、暴力団離脱者の雇用受入れ企業の拡充を促進し、賛同企業への就労支援等の推進に努めます。</p> |
| 13 | <p>②犯罪をした者等を受け入れる社会福祉施設に対する支援</p> | <p>②特性に応じた支援や指導の充実</p> |
| | <p>(新規)</p> | <p>・ <u>地域生活定着支援センター事業</u></p> <p><u>性的課題を持つ対象者に対して、認知行動療法に基づくプログラムを活用し、支援を行います。また、プログラムの普及や支援者の人材育成に努めます。</u></p> |
| 13 | <p>・ 事業所等相談アドバイス事業</p> <p>犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所、更生保護施設、保護司などの支援者や家族等(以下、事業所等という。)が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、事業所等に寄り添った相談や専門的アドバイスをを行うことで、事業所等の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援します。</p> | <p>・ 事業所等相談アドバイス事業</p> <p>犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、<u>雇用主や福祉事業所等による支援が継続的・安定的に実施できるよう広範囲かつ専門的な知識と経験を有する団体による支援者支援の体制を整備し、必要な助言等アドバイスを実施します。(再掲)</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|---|
| 21 | 4 非行の防止と修学支援の実施 | 4 非行防止と修学支援の実施 |
| 21 | ①再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援 | (1)再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援のための取組 |
| 21 | <p>・ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動</p> <p>非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員やあすくる、少年鑑別所をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。</p> | <p>・少年の立ち直り支援事業</p> <p>少年サポートセンター(大津・米原)に少年相談窓口を設置し、少年補導職員による専門的見地からの助言、指導を実施するとともに、少年の自己肯定感の回復や親子関係の修復を図るべく、カウンセリングや体験活動等の立ち直り支援活動を実施していきます。 また、再非行等を防止に向け、あすくるや少年鑑別所等の関係機関と連携した継続補導や継続支援を推進します。(再掲)</p> |
| 21 | <p>・ 無職少年等非行防止対策事業</p> <p>青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。</p> | <p>・ 無職少年等非行防止対策事業</p> <p>青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開し、個々の少年に応じた継続的な支援を推進します。</p> |
| 21 | <p>・ 少年の立ち直り(社会参加・貢献活動)支援事業</p> <p>大津、米原にある両少年サポートセンターに少年の立ち直り支援等に関する相談窓口を設置し、専門職である少年補導職員による相談に対する専門的見地からの助言、指導を行います。 また、少年健全育成室、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によるカウンセリングや大学生少年補導員を活用した学習支援等の立ち直り支援を実施しつつ、少年の自己肯定感の回復や親子間の関係修復を図るべく、体験活動等の取組を実施します。</p> | 削除 |
| 22 | <p>・ 非行少年立ち直り支援事業</p> <p>県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラムを充実し、非行少年等の立ち直り支援をより効果的に推進できるよう努めます。</p> | <p>・ 非行少年立ち直り支援事業</p> <p>県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム(自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援)を充実し、関係機関との連携を図り、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。(再掲)</p> |
| 22 | ②非行等を理由とする修学中断の防止 | (2)非行等を理由とする修学中断の防止のための取組 |
| 22 | <p>・ 生活困窮世帯の子どもの学習・育成支援事業</p> <p>貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。</p> | <p>・ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業</p> <p>貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・生活支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。</p> |
| 22 | <p>・ 生徒指導緊急特別対応事業</p> <p>学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。</p> | <p>・ 生徒指導緊急特別対応事業</p> <p>学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。</p> |

| 現計画ページ | 旧 | 新 |
|--------|---|---|
| 22 | ③非行の未然防止の観点から踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援 | (3)非行の未然防止の観点から踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援のための取組 |
| 22 | ・地域若者サポートステーション支援事業 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。 | ・地域若者サポートステーション支援事業 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。 |
| 22 | ・学びの礎ネットワーク推進事業 学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域関係機関および家庭が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築くことで、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。 | ・生きぬく力の礎育み事業 <u>困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制の構築を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことのできる居場所づくり、自己有用感や自己効力感等を味わうことのできる出番づくりを推進します。</u> |
| 23 | 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 | 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 |
| 23 | (1)民間協力者の活動の推進のための取組 | (1)民間協力者の活動の推進のための取組 |
| 23 | ①民間協力者の活動に対する支援 | ①民間協力者の活動に対する支援および顕彰制度の創設 |
| 23 | ・民生委員・児童委員活動の推進 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し、資質の向上を図ります。 | ・民生委員・児童委員活動の推進 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会等を充実し、資質の向上を図ります。 |
| | (新規) | ・再犯防止民間協力者知事感謝状事業 <u>更生保護事業の推進に功労のあった民間協力者に対して、知事感謝状を贈呈し、その功績を称えるとともに、更生保護の気運を高めます。</u> |
| 23 | ・非行少年立ち直り支援事業 「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア(青少年支援サポーター、支援協力企業)の拡大、協力を促進します。 | ・非行少年立ち直り支援事業 「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア(青少年支援サポーター、支援協力企業)の拡大、協力を促進します。 |
| 23 | ・少年補導員活動 少年補導員活動をより充実するため、学校現場における活動の周知徹底と他のボランティア等との協力体制の構築に努めます。 | ・少年補導員活動 少年補導員活動をより充実するため、学校現場における活動の周知徹底と他のボランティア等との協力体制の構築に努めます。 |
| 23 | ・大学生少年補導員活動 大学生少年補導員の活動をより充実するため、大学生少年補導員活動の普及啓発を図るとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。 | ・大学生少年補導員活動 <u>大学生ボランティアによる少年補導員の活動をより充実するため、各種活動の広報や活動募集等を推進するとともに、ボランティア活動等をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。</u> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|--|
| 24 | <p>・外国人少年補導員活動</p> <p>外国人少年補導員活動をより充実するため、活動に関する啓発活動等を行い、認知度を高めるとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。</p> | <p>・外国人少年補導員活動</p> <p>外国人少年補導員の活動をより充実したものとするため、連携した各種啓発等を行い活動の認知度を高めるとともに、それらの活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。</p> |
| | (新規) | ②保護司のなり手不足解消に向けた支援 |
| | | <p>・再犯防止地域支援員設置事業</p> <p><u>更生保護関係者の好事例集や取組内容を記載したパネルの展示やパンフレットを配布するほか、各圏域ごとに実施するフォーラム等において、保護司同士のつながりや関係機関とのネットワーク作りを行い、なり手の確保に努めます。</u></p> |
| 24 | (2)広報・啓発活動の推進のための取組 | (2)広報・啓発活動の推進のための取組 |
| 24 | ①再犯防止啓発月間(7月)等における啓発事業の実施 | ①再犯防止啓発月間(7月)等における啓発事業の実施 |
| 24 | <p>・再犯防止啓発月間(7月)等における啓発事業の実施</p> <p>各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信など、様々な機会や媒体を活用し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向けて、再犯の防止等について、自分事として関心と理解を深めてもらえるよう、広報・啓発活動を実施します。</p> | <p>・再犯防止啓発月間(7月)等における啓発事業の実施</p> <p>各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信など、様々な機会や媒体を活用し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向けて、再犯の防止等について、自分事として関心と理解を深めてもらえるよう、広報・啓発活動を実施します。</p> |
| 24 | ②“社会を明るくする運動”の推進 | ②“社会を明るくする運動”の推進 |
| 24 | <p>・“社会を明るくする運動”の推進</p> <p>県民すべての願いである犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司会、更生保護女性連盟およびBBS などの関係機関との連携のもと推進します。</p> | <p>・“社会を明るくする運動”の推進</p> <p>犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所や<u>更生保護民間協力者などと連携し、推進します。</u></p> |

| 現計画 ページ | 旧 | 新 |
|------------|--|---|
| 25 | <p>第6章 計画に係る指標</p> <p>再犯防止推進対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。</p> <p>・刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率 基準値(-) → 目標値 90%以上</p> | <p><u>(削除)</u></p> |
| 25 | <p>第7章 計画の進行管理</p> <p>計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的 に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、 必要に応じて計画の見直しを行います。</p> | <p>第6章 計画の進行管理</p> <p>計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的 に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、 必要に応じて計画の見直しを行います。</p> |
| | <p><u>(新規)</u></p> | <p>再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標</p> <p><u>(1)国・市町・民間団体等との連携強化</u> ・地域生活定着支援センターにおけるコーディネート件数 13件(R4年度) ・再犯防止推進計画の策定市町数 15市町(R5年4月1日)</p> <p><u>(2)就労・住居の確保</u> ・セーフティネット住宅の登録戸数 11,405戸(R5.3月) ・協力雇用主の登録数 397者 (うち実際に雇用している協力雇用主 14者)(R4.10月)</p> <p><u>(3)保健医療・福祉的支援の充実</u> ・地域生活定着支援センターにおける相談件数 64件(R4年度) ・刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後 の地域支援継続率 100%(R4年度)</p> <p><u>(4)非行防止と修学支援</u> ・青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率 88.2%(R3年度)</p> <p><u>(5)民間協力者の活動の推進、広報・啓発</u> ・滋賀県再犯防止推進計画を知っていると答えた人の割合(県政モニター) (R5年度) ・保護司の充足率 97.2%(484人/498人)(R4.1月)</p> |